



第75回国民体育大会冬季大会

スキー競技会

実施要項

第75回 国民体育大会 冬季大会スキー競技会

とやま*なんと国体2020

白銀の 世界をかける 風になれ



公益財団法人日本スポーツ協会
文 部 科 学 省
富 山 県
公益財団法人全日本スキー連盟
富 山 市
南 砺 市

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	スキー競技実施要項	2
	※交代(変更)届・棄権届	15
3	式典次第	17
4	宿泊要項	19
5	輸送交通要項	22
6	医療救護要項	24
7	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	26
8	国民体育大会会長トロフィー授与規程	27
9	関係団体事務局一覧	28

1 競技会日程と会場一覧表

1 スキー競技会

会場地	式典・競技	日 程				会 場	所 在 地
		2020年2月					
		16 (日)	17 (月)	18 (火)	19 (水)		
南砺市	開 始 式	午後 ◎				南砺市 福野体育館	南砺市寺家字 八田島 321-1
	表 彰 式				午後 ◎	南砺市城端 伝統芸能会館 「じょうはな座」	南砺市城端 1046
	ジャイアントスラローム		○	○	○	たいらスキー場	南砺市梨谷 194
	クロスカントリー		○	○	○	たいら クロスカントリーコース	南砺市小来栖 456
富山市	スペシャルジャンプ	◇	○			立山シャンツェ	富山市原 55
	コンバイント	ジャンプ	◇	◆	○		
		クロスカントリー			○		あわすの平 クロスカントリーコース

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日 ◆予備ラウンド

2 全国会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
全国代表者会議	2020年2月15日(土) 13:30	富山県民会館 8階 バンケットホール	富山市新総曲輪 4-18
全国報道員会議	2020年2月15日(土) 15:30		

3 監督会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
ジャイアントスラローム	2020年2月15日(土) 16:00	南砺市城端 伝統芸能会館 「じょうはな座」	南砺市城端 1046
クロスカントリー	2020年2月15日(土) 16:00	平若者センター 「春光荘」	南砺市下梨 2271 番地
スペシャルジャンプ コンバイント	2020年2月15日(土) 16:00	大山農山村 交流センター	富山市原 55

2 スキー競技実施要項

1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会「とやま・なんと国体2020」は、「白銀の 世界をかける 風になれ」をスローガンに、全国からの参加者や県民の心にいつまでも残る大会をめざすとともに、富山県の魅力を全国に発信する大会として開催する。

2 実施種目 正式競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー

3 期 間 2020年2月16日（日）～2月19日（水）（4日間）

4 開催地 富山県 富山市・南砺市

5 日程及び会場

期 日	時間	会議・式典・競技	会 場
2月15日（土）	13:30	全国代表者会議	富山県民会館 8階バンケットホール
	15:30	全国報道員会議	
	16:00	監督会議 スペシャルジャンプ・コンバインド ジャイアントスラローム クロスカントリー	大山農山村交流センター 南砺市城端伝統芸能会館 じょうはな座 平若者センター 春光荘
第1日目 2月16日（日）	8:30	スペシャルジャンプ公式練習(HS=83m) コンバインドジャンプ公式練習(HS=83m)	富山県スキージャンプ場 立山シャンツェ 南砺市福野体育館
	15:00	開始式	
第2日目 2月17日（月）	8:30	スペシャルジャンプ(HS=83m) 少年男子、成年男子B、成年男子A	富山県スキージャンプ場 立山シャンツェ
	9:00	コンバインドジャンプ予備ラウンド(HS=83m) ジャイアントスラローム	
	10:00	成年男子A、成年男子B、成年女子A クロスカントリー（クラシカル） 少年男子、成年男子B、成年男子A	たいらスキー場 たいらクロスカントリーコース
第3日目 2月18日（火）	8:30	コンバインドジャンプ(HS=83m) 少年男子、成年男子B、成年男子A	富山県スキージャンプ場 立山シャンツェ
	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子C、成年女子B、少年女子	
	10:00	クロスカントリー（クラシカル） 成年男子C、少年女子、成年女子B 成年女子A	たいらクロスカントリーコース
	13:30	コンバインドクロスカントリー（フリー） 成年男子B、少年男子、成年男子A	あわすの平クロスカントリーコース
第4日目 2月19日（水）	9:00	ジャイアントスラローム 少年男子	たいらスキー場
	9:00	リレー（フリー） 女子	たいらクロスカントリーコース
	11:00	リレー（フリー） 少年男子	
	11:10	リレー（フリー） 成年男子	
	16:00	表彰式	南砺市城端伝統芸能会館 じょうはな座

6 種目・種別（部）及び参加人数

各都道府県は、監督3名・選手72名（成年40名以内、少年32名以内）計75名以内で編成し、種目・種別（部）・参加者数の上限は下表のとおりとする。

ただし、参加者の合計が1,660名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）で制限する。

なお、補欠は認めない。

種目	種別（部）	成年男子			少年男子	成年女子		少年女子
		A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム		3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー		3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ		3	3		6			
コンバインド		3	3		6			
リレー		6名（4×10kmF）			同左	6名（4×5kmF）		

注1) クロスカントリー競技（クラシカル）の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。

2) コンバインド競技クロスカントリー（フリー）の距離は、成年男子A及び少年男子は10km、成年男子Bは5kmとする。

3) リレー競技（フリー）は6名（走者4名）以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名のうち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。

4) リレー競技へのエントリー者は、各種別（部）のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

7 競技上の規定及び競技方法

(1) 都道府県対抗とする。

(2) 競技方法は、全日本スキー連盟競技規則最新版及び全日本スキー連盟が定めた国体競技の特別規則による。

8 抽選

抽選は、予備抽選（都道府県抽選）を2019年10月[第1回組織委員会時]に、本抽選（スタート抽選）を2020年1月30日（木）[第2回組織委員会時]に行う。

9 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第75回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2020年1月22日(水)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め選抜した者であること。

ウ 第73回又は第74回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第73回又は第74回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会に参加し、これに通過したものであること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）

公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキーコーチ1、公認スキーコーチ2、公認スキーコ

一チ 3、公認スキーコーチ 4、公認スキー教師、公認スキー上級教師のいずれかの資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2019 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時(2020 年 2 月 19 日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記 3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

b 別記 3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

(ア) A（18 歳以上 26 歳未満）

1993 年 4 月 2 日から 2001 年 4 月 1 日までに生まれた者

(イ) B（26 歳以上 34 歳未満）

1985 年 4 月 2 日から 1993 年 4 月 1 日までに生まれた者

(ウ) C（34 歳以上）

1985 年 4 月 1 日以前に生まれた者

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子 A は 27 歳未満(1992 年 4 月 2 日以降に生まれた者)、成年男子 B は 27 歳以上（1992 年 4 月 1 日以前に生まれた者）とする。

イ 成年女子

(ア) A（18 歳以上 24 歳未満）

1995 年 4 月 2 日から 2001 年 4 月 1 日までに生まれた者

(イ) B（24 歳以上）

1995 年 4 月 1 日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子

2001 年 4 月 2 日から 2005 年 4 月 1 日までに生まれた者

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟並びに組織委員会が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1 【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本スポーツ協会の定める規定に基づき、2019年10月31日現在の全日本スキー連盟強化指定選手とする。

[注] 強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選に参加できない場合は、都道府県予選会を経ずに国民体育大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民体育大会スキー競技会参加資格等細則」第5項に基づき、都道府県予選会にエントリーしなければならない。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2019年4月30日以前から各競技会終了時（2020年2月19日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を貸借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に必要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2019年4月30日以前から各競技会終了時（2020年2月19日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の通りとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2019年4月30日以前から、各競技会終了時(2020年2月19日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第73回及び第74回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2019年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第75回大会に参加した者が、第76回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011～2012年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者。

11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に1位から8位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を次位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子		各種目（リレーを含む）ともに1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位2位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位8名までとする。
成年女子	成年女子	
少年男子	少年女子	
少年女子		

(2) 参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点10点を与える。

(3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、全日本スキー連盟が行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

12 表彰

- (1) 男女総合成績（天皇杯）第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各種別及び各種目の第1位から第8位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、各都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に1枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

13 参加申込方法

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会会長と都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第75回国民体育大会会長宛に申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込の締切は、2020年1月22日（水）午後5時とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が全日本スキー連盟と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項15ページ）にて届け出なければならない。

ア 全日本スキー連盟

イ 第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会富山県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）

[注] 届出は、2020年2月14日（金）に開催される第3回組織委員会までとし、交

代の可否は全国代表者会議で決定する。

なお、日本スポーツ協会に対しては、上記の文書による届け出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

(6) プログラム編成は、2020年1月30日（木）に県実行委員会で行う。

14 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本項15ページ）を用いるものとする。

15 大会参加負担金

(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000円

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

2020年1月22日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

16 宿泊申込

大会参加者は、県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

17 参加選手団体本部役員編成

参加選手団体本部役員は、次のとおりとする。

(1) 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 参加選手団体本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 参加選手団体本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第13項に定める方法により行う。

18 視察員

(1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、2021年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20名以内とする。

(2) 視察員の申込は、参加選手団の申込と同時に、第13項に定める方法により行う。

(3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

19 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

20 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スキー競技会については、同規程第5条（表示の特例）を適用する。

21 個人情報及び肖像権に係る取り扱い

日本スポーツ協会、県実行委員会、第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会富山市実行委員会・第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会南砺市実行委員会（以下「市実行委員会」）及び全日本スキー連盟（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中

継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

22 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。

なお、参加は1人1競技に限る。

(4) 都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。

(5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が全日本スキー連盟と協議の上、定める。

23 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本スポーツ協会へ納入する。

(3) 納入期限及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

24 リフト搭乗取扱い

(1) 次の者はリフト料金（ゴンドラを含む（以下、同様））を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア 指定されたIDカードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、協力隊員、都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン

イ 選手（当日出場の選手に限る。）

ウ 大会期間（2月16日（日）～19日（水））における指定されたIDカードを着用した監督

(2) 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる期間は別表のとおりとする。

(3) 割引リフト搭乗券を購入する場合は、第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会南砺市実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。

- (4) リフト料金の無料又は割引の適用範囲は次の各スキー場の指定されたリフトとする。
 ア たいらスキー場
 イ IOX アローザスキー場（ゴンドラ有り）
 ウ タカンボースキー場
- (5) その他リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

25 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われなかった場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんに関わらず大会への参加を認めないものとする。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

（別表）リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム（各スキー場の指定リフト・ゴンドラ）

対 象 者	2020年2月							
	12日 (水)	13日 (木)	14日 (金)	15日 (土)	16日 (日)	17日 (月)	18日 (火)	19日 (水)
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 各都道府県本部役員・ 視察員・補助員・ サービスマン・ 協力隊員・報道関係者	無料							
選 手	割引	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料
						割引	割引	割引
監 督	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引							

（注）選手欄の無料対象（17日から19日）は当日出場する者に限る。

リフト割引価格

1日券	選手・監督・コーチ	3,000円
-----	-----------	--------

※1日券（共通リフト券）は、各スキー場で利用することができる。

- スペシャルジャンプ・コンバインドジャンプ
 リフト利用料はかかりません。

第 75 回国民体育大会冬季大会スキー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合は、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）の判断による。

- (1) スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及び第 75 回国民体育大会冬季大会スキー競技会富山県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）事務局宛に提出すること。
- (2) 全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、県実行委員会にも写しを送付すること。
- (3) 交代（変更）提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者※1 と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、スキー競技会責任者※2 宛に指定の FAX 番号へ FAX にて提出すること。
なお、原本は提出後必ず保管し、下記 3 に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了時の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに全日本スキー連盟は次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了時に通知される日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後 2 週間以内に、次のものを日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 全日本スキー連盟は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定 FAX 番号」は、日本スポーツ協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

3 式典次第

【第 75 回国民体育大会冬季大会スキー競技会】

開 始 式

期 日 2020 年 2 月 16 日 (日)

会 場 南砺市福野体育館

順	次 第	時 刻
1	開 場	14:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	14:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	14:57
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	15:00
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	15:15
6	開 式 通 告	15:40
7	競 技 会 開 始 宣 言	15:41
8	国 旗 儀 礼	15:44
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	15:46
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	15:48
11	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	15:52
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	15:55
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	15:58
14	歓 迎 の こ と ば	16:01
15	選 手 代 表 宣 誓	16:10
16	閉 式 通 告	16:13
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:14

【第 75 回国民体育大会冬季大会スキー競技会】

表 彰 式

期 日 2020 年 2 月 19 日 (水)
 会 場 南砺市城端伝統芸能会館
 じょうはな座

順	次 第	時 刻
1	開 場	15:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	15:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	15:59
4	開 式 通 告	16:00
5	成 績 発 表	16:01
6	競 技 会 表 彰 状 授 与	16:09
7	競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:25
8	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	16:28
9	会 場 地 あ い さ つ	16:31
10	国 旗 儀 礼	16:34
11	競 技 会 終 了 宣 言	16:36
12	閉 式 通 告	16:37
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:38

4 宿泊要項

1 目的

この要項は、第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会富山県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会富山市実行委員会及び第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会南砺市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）と相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

配宿センターは、県実行委員会、市実行委員会、競技団体及び宿泊機関等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務を行うとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議や損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。
イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。
- (2) 宿泊料金
宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	6,000～14,000円	4,200～9,800円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	8%	6,480～15,120円	4,536～10,584円	
	10%	6,600～15,400円	4,620～10,780円	

(注) 「1泊2食」宿泊料金は、500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は、前日の12時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。

ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	4,800～11,200円	5,400～12,600円
	8%	5,184～12,096円	5,832～13,608円
	10%	5,280～12,320円	5,940～13,860円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、必要に応じて大会終了後、配宿センターから各都道府県体育・スポーツ協会に後日差額を清算するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 宿泊取消料の支払い

やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の取消料は次のとおりとし、宿泊責任者が後日清算するものとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の7日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。
宿泊予定日の6日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定当日	宿泊料金(税抜)の全額	

(注) 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

荒天等により、交通機関が不便となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 宿泊取消料の特例

競技の都合により宿泊を取消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備考
競技会期短縮決定日当日の 宿泊の取消し	宿泊料金(税抜)の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜)とする。
競技会期短縮決定日翌日 以降の宿泊の取消し	不要	

(注) 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

ウ 宿泊変更・取消の申し出

宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊の最終的責任

宿泊の最終的責任は、宿泊申込代表者が負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2020年2月12日（水）15時から2020年2月20日（木）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員及び視察員にあつては、第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会スキー競技実施要項（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。

(2) インターネット等による宿泊の申込みが実施要領に定める申込期限までになかった場合は、宿泊の申込みを受け付けず、実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の申込み変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し、配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めないものとする。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、原則としてインターネットシステムを利用して行うものとし、その効力の発生は受信時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスが良く、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込みものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料 金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900円以内
	8%	972円以内
	10%	990円以内

10 スキーの手入れ

ワックス等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指示された場所で行うものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

5 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会富山県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）並びに第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会富山市実行委員会及び第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会南砺市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で円滑な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

なお、自家用車等を利用する場合は、駐車場確保の観点から、県実行委員会が行う来会調査等の際に、その旨を申し出るものとする。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

(ア) 開始式・表彰式

原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、県実行委員会は必要に応じて計画輸送等を行う。

なお、宿泊地からの大会参加者の輸送は、借上バスによる計画輸送を行う。

(イ) 大会期間中

各競技会場への輸送は、市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として、公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）による自由集合及び自由解散とする。

ただし、市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

県実行委員会及び市実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場（以下「式典会場」という。）及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 持込車両（自家用車・レンタカー）の利用

- ア 大会参加者の式典会場への持込車両での来場は、できる限り自粛すること。
- イ 輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

- ア 式典会場及び各競技会場における駐車場は、県実行委員会又は市実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。
なお、駐車許可証の交付を受けていない車両の来場は、身体に障がいのある人が運転する車両を除き原則として認めない。
- イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。

6 医療救護要項

1 目的

この要項は、第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第75回国民体育大会冬季大会富山県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第75回国民体育大会冬季大会富山市実行委員会、第75回国民体育大会冬季大会南砺市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、看護師（保健師）、救護係員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急措置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 大会の開始式・表彰式会場における医療救護は、県実行委員会が担当する。
- (2) 競技会場における医療救護は、市実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関する事項について、必要に応じて別に定めるものとする。

7 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定
昭和45年1月22日一部改訂
昭和48年7月10日一部改訂
昭和54年5月9日一部改訂
平成17年6月16日一部改訂
平成22年3月17日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改正

8 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和 41 年 4 月 1 日制定

昭和 45 年 1 月 22 日一部改訂

昭和 48 年 7 月 10 日一部改訂

昭和 54 年 5 月 9 日一部改訂

平成 17 年 6 月 16 日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

平成 3 0 年 4 月 1 日一部改正

9 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本スポーツ協会	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	03-6910-5808 03-6910-5820
スポーツ庁 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人 全日本スキー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	03-5843-1525 03-5843-1524
公益財団法人 富山県体育協会	〒939-8252 富山県富山市秋ヶ島183 富山県総合体育センター 内	076-461-7138 076-461-7139
富山県スキー連盟	〒930-0887 富山市五福5区1942 アオイスportsハウス 内	076-442-3110 076-442-3036
第75回国民体育大会冬季大会 スキー競技会富山県実行委員会事務局	〒930-8501 富山県富山市総曲輪1-7 富山県総合政策局スポーツ振興課 冬季スキー国体推進班 内	076-444-4058 076-444-4418
第75回国民体育大会冬季大会 スキー競技会富山市実行委員会事務局	〒930-8510 富山県富山市新桜町7-38 富山市スポーツ健康課 冬季国体班 内	076-443-2140 076-443-2176
第75回国民体育大会冬季大会 スキー競技会南砺市実行委員会事務局	〒939-1892 富山県南砺市城端1046 教育委員会 教育部 スキー国体推進室 内	0763-23-2015 0763-62-4301

第 75 回国民体育大会冬季大会スキー競技会 中央競技役員数及び同所要経費基準

1 中央競技役員数

競 技 区 分	人 数
1 スキー競技会	30
計	30

2 所要経費支給基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員の居住地最寄駅から、会場地最寄駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年 9 月 28 日富山県条例第 36 号）の例による。

(2) 宿泊費及び諸費

区 分	支 給 額
宿泊費 (1泊2食)	第 75 回国民体育大会冬季大会スキー競技会宿泊要項に定める料金×宿泊日数 (競技役員業務従事日数 + 1日)
諸 費	2,200 円 × (宿泊日数+1日)

(注) 1 支給期間は、競技日数に 1 日を加えた日数を上限とする。

2 開始式日は、競技日数に含める。

3 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

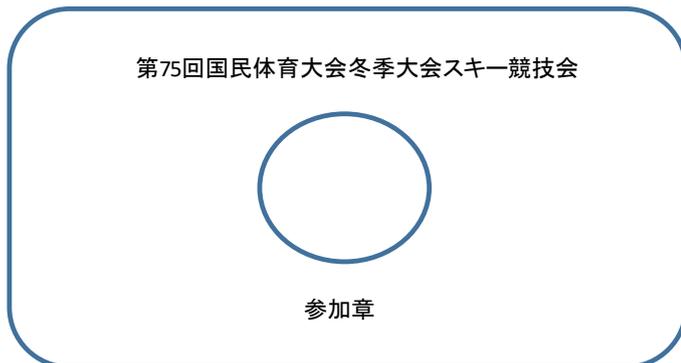
第 75 回国民体育大会冬季大会スキー競技会 大会参加章のデザインについて

1 デザイン

表



裏



2 規格

大きさ：長辺 40mm、短辺 20 mm

厚 さ：4 mm

材 質：木材（県産材）

3 デザイン説明

スキー競技を行うマスコットキャラクターの「きときと君」が、大会に関係するすべての方々を歓迎するとともに、富山県の白銀の山々を舞台として躍動する選手たちが、次は世界へと羽ばたいていけるよう願いを込めたデザインとなっております。

2 総 則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

鹿児島県で開催する第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」は、「熱い鼓動 風は南から」のスローガンのもと、同年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピックの感動と興奮を引き継ぎ、全国から来県される多くの方々をまごころのこもったおもてなしでお迎えし、「オール鹿児島」で県民の英知と総力を結集して、県民が夢と希望を持ち、次世代を担う子どもたちの心に残る大会とするとともに、鹿児島の自然、歴史・文化、食など、多彩な魅力を全国に発信する大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技 (37 競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技 (5 競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

(3) デモンストラレーションスポーツ (36 競技)

ウォーキング、エアロビック、遠泳、お手玉、サーフィン、サイクリング、3B体操、史跡巡りウォーキング、ジャズ体操、少年サッカー、少年相撲、少林寺拳法、スポーツチャンバラ、スポーツウエルネス吹矢、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、ダンススポーツ、ディスクゴルフ、ドッジボール、ドライビングコンテスト(ゴルフ)、パークゴルフ、バウンドテニス、ビーチフラッグス、ビリヤード、フライングディスク、ふれあいグラウンド・ゴルフ、ペタンク、ボート(フネインカー競漕)、真向法体操、ママさんバレー、マラソン、ミニバレー、ミニバレーボール、ラジオ体操、ランニングバイク、歴史探訪ウォーキング

(4) 特別競技 (1 競技)

高等学校野球

2 会期及び会場

(1) 正式競技・特別競技（17市、8町：計25市町）

会期	会場
2020年10月3日(土) ～10月13日(火) 〔11日間〕	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、錦江町、南大隅町、肝付町、天城町
2020年9月12日(土) ～9月20日(日) 〔9日間〕	鹿児島市、屋久島町、鹿屋市、大崎町 ※ 水泳、体操、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)競技会は上記会場で実施

(2) 公開競技（4市、1町：計5市町）

会期	会場
2020年8月21日(金) ～9月27日(日)	指宿市、垂水市、曾於市、霧島市、知名町

(3) デモンストラレーションスポーツ（14市、14町、4村：計32市町村）

会期	会場
2020年4月19日(日) ～10月11日(日)	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2020年1月1日から2020年12月31日までの期間で、県内市町村で開催する。

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（18歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第75回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の

解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第73回又は第74回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第73回又は第74回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選

手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2020年4月30日以前から本大会終了時（2020年10月13日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者

b 別記4「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2002年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2002年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2020年4月1日を基準とする。
- イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2005年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者）とする。
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
- ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日

締切日	競技
2020年 8月19日(水) 【11競技】	水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2020年 9月3日(木) 【28競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール(6人制)、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、パドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局

ウ 燃ゆる感動かごしま国体各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000円

- (2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

- ア 納入期限 2020年9月3日（木）
イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
- ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2021 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、三重県 100 名以内、栃木県及び佐賀県 60 名以内、滋賀県及び青森県 40 名以内とする。
- (7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、2020 年 9 月 3 日（木）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 大会参加記念章
公開競技・デモンストラレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

- (3) 視察員章
視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会、燃ゆる感動かごしま国体各競技会場地市町村実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を

中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、鹿児島県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり 1,000 円)を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

18 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

別記1 「国民体育大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③）（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4 「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第32回オリンピック競技大会（2020年・東京）に参加した者。
 - (2) 2020年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2020年4月30日以前から大会終了時（2020年10月13日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2020年4月30日以前から大会終了時（2020年10月13日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2020年4月30日以前から各競技会終了時（2020年10月13日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第73回及び第74回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2020年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学し

ている実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 74 回大会または第 75 回大会に参加した者が、第 76 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度までに、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

第75回国民体育大会(鹿児島県) 実施競技一覧【競技別】

資料No.8-2

式典	会場地	式典会場	備考
総合開・閉会式	かごしまし 鹿児島市	白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)	

1 正式競技

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場	備考
陸上競技		全種別	かごしまし 鹿児島市	白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)	
水泳	競泳	全種別	かごしまし 鹿児島市	鴨池公園水泳プール	
	飛込	全種別			
	水球	少年男子 女子			
	アーティスティックスイミング	少年女子			
	オープンウォータースイミング	男子 女子	やくしまちよう 屋久島町	屋久島町一湊海水浴場特設オープンウォータースイミング会場	
サッカー	成年男子	しぶしし 志布志市	志布志運動公園陸上競技場 しおかぜ公園多目的広場		
		きりしまし 霧島市	国分運動公園陸上競技場 国分運動公園多目的広場 まきのほら運動公園多目的広場		
	少年男子	みなみ 南さつま市	加世田運動公園陸上競技場 加世田運動公園多目的広場 吹上浜海浜公園運動広場		
		かごしまし 鹿児島市	東開庭球場 鹿児島県立鴨池庭球場		
		かのやし 鹿屋市	鹿屋市輝北ダム特設ボートコース		
	ボート	全種別	かのやし 鹿屋市	鹿屋市輝北ダム特設ボートコース	
ホッケー	成年男女	かつまぜんだいいし 薩摩川内市	丸山自然公園人工芝コート		
	少年男女	かつまぜんだいいし 薩摩川内市	薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場		
ボクシング		成年男子 少年男子 成年女子	あくねし 阿久根市	阿久根総合運動公園総合体育館	
バレーボール	6人制	成年男子	いちきくしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
		成年女子	かのやし 鹿屋市	平和公園串良平和アリーナ	
		少年男子	かごしまし 鹿児島市	桜島総合体育館、鹿児島アリーナ	
		少年女子	かごしまし 鹿児島市	鹿児島アリーナ	
	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	おおさきちよう 大崎町	大崎町ビーチスポーツ専用競技場	
体操	競技	全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島アリーナ	
	新体操	少年女子	かごしまし 鹿児島市	鹿児島アリーナ	
	トランポリン	男子 女子	かごしまし 鹿児島市	鹿児島アリーナ	
バスケットボール	成年男子	あいらし 始良市	始良市総合運動公園体育館 始良市蒲生体育館(おおくすアリーナ)		
		かごしまし 鹿児島市	鹿児島アリーナ		
	少年男子	かつまぜんだいいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館(サンアリーナせんだい)		
	少年女子	いちきくしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館		
レスリング	成年男子 少年男子 女子	ひらきし 日置市	日置市吹上浜公園体育館		
セーリング	全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島市平川特設セーリング会場		
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	かつまぜんだいいし 薩摩川内市	薩摩川内市入来総合運動場体育館	
ハンドボール	全種別	きりしまし 霧島市	霧島市国分体育館		
			霧島市溝辺体育館		
			霧島市横川体育館		
			霧島市隼人体育館		
			霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ	会場名変更	
自転車	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	きんこうちよう 錦江町 かのやし 鹿屋市 みなみおおくすみちよう 南大隅町 きもつきちよう 肝付町	大隅広域特設ロード・レースコース	
	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	みなみおおくすみちよう 南大隅町	鹿児島県根占自転車競技場	

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場	備考
ソフトテニス		全種別	かごしまし 鹿児島市	東開庭球場	
卓球		全種別	かごしまし 鹿児島市	松元平野岡体育館	
軟式野球	成年男子	全種別	かごしまし 鹿児島市	平和リース球場(鹿児島県立鴨池野球場)	ネーミングライツ導入に伴う会場名変更
			鴨池公園野球場(鴨池市民球場)		
			ひなまし 日置市	日置市伊集院総合運動公園野球場	
			日置市東市来運動公園湯之元球場		
相撲	成年男子	全種別	あまみし 奄美市	奄美体験交流館	
	少年男子				
馬術	成年男子	全種別	きりしまし 霧島市	霧島市牧園特設馬術競技場	
	成年女子				
少年	少年男子				
	少年女子				
フェンシング		全種別	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
柔道	成年男子	全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島アリーナ	
	少年男子				
女子	成年男子	全種別	かごしまし 鹿児島市	諏訪運動公園陸上競技場	
	少年男子			みなみきゅうしゅうし 南九州市	知覧平和公園陸上競技場
少年女子				知覧平和公園多目的球場	
成年女子	いぶすきし 指宿市			開聞総合グラウンド	
バドミントン		全種別	いぶすきし 指宿市	指宿総合体育館	
弓道	近的	全種別	いずみし 出水市	出水市総合体育館特設近的会場	
	遠的			出水市陸上競技場特設遠的会場	
ライフル射撃	50m, 10m・AP	全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島県ライフル射撃場	
	BR・BP	少年男子		ハートピアかごしま	
	CP	少年女子			
成年男子	成年男子	全種別	あいらし 始良市	鹿児島県警察学校	
	少年男子				
剣道		全種別	きりしまし 霧島市	霧島市牧園アリーナ	
ラグビーフットボール	成年男子	全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島県立サッカー・ラグビー場	
	女子				
	少年男子			ちよう さつま町	北薩広域公園かぐや姫グラウンド 北薩広域公園運動広場
スポーツクライミング	リード ボルダリング	全種別	みなみ 南さつま市	南さつま市加世田特設スポーツクライミング会場	
カヌー	スプリント	全種別	いさし 伊佐市	伊佐市菱刈カヌー競技場	
	スラローム ワイルドウォーター	成年男子	ゆうすいちよう 湧水町	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場	
成年女子					
アーチェリー		全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島ふれあいスポーツランド運動広場	
空手道		全種別	きつませんだいいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館(サンアリーナせんだい)	
銃剣道	成年男子	全種別	きりしまし 霧島市	霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ	会場名変更
少年男子					
なぎなた	成年女子	全種別	まぐさし 枕崎市	枕崎市立総合体育館	
少年女子					
ボウリング		全種別	かごしまし 鹿児島市	サンライトゾーン	
ゴルフ	成年男子	全種別	きりしまし 霧島市	霧島ゴルフクラブ	
	少年男子			溝辺カントリークラブ	
	女子			あいらし 始良市	鹿児島高牧カントリークラブ
トライアスロン		成年男子	あまぎちよう 天城町	天城町特設トライアスロン会場	
成年女子					
37競技			17市8町	69会場	

※ 全種別(成年男子, 成年女子, 少年男子, 少年女子)

※ 男子(成年少年共通), 女子(成年少年共通), 少年(男子女子共通)

2 公開競技

競技名	種別	会場地	競技会場	備考
綱引	—	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
ゲートボール	—	いぶすきし 指宿市	指宿市宮陸上競技場	
武術太極拳	—	そおし 曾於市	曾於市末吉総合体育館	
パワーリフティング	—	ちなちよう 知名町	おきえらぶ文化ホールあしびの郷・ちな	
グラウンドゴルフ	—	きりしまし 霧島市	霧島市丸岡公園緑地公園	
5競技			4市1町	5会場

3 特別競技

競技名(種目)		種別	会場地	競技会場	備考
高等学校野球	硬式	一	かごしまし 鹿児島市	平和リース球場(鹿児島県立鴨池野球場)	ネーミングライツ導入に伴う会場名変更
	軟式	一	いずみし 出水市	出水市総合運動公園野球場	
1競技			2市	2会場	

4 デモンストレーションスポーツ

競技名等	会場地	競技会場	備考
ウォーキング	なかなちよう 中種子町	西之表港～種子島中央体育館～宇宙センター	
エアロビック	いずみし 出水市	出水市総合体育館	
遠泳	あくねし 阿久根市	阿久根大島	
お手玉	かごしまし 鹿児島市	かごしま県民交流センター(大ホール)	会場変更
サーフィン	みなみちよう 南種子町	竹崎海岸	
サイクリング	みなみし 南さつま市	南さつま市内全域	
3B体操	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
史跡巡りウォーキング	ひがしくし 東串良町	唐仁古墳群周辺	
	とろんちよう 与論町	与論町町内一円	
ジャズ体操	きりしまし 霧島市	国分海浜公園体育館	
少年サッカー	うけんせん 宇検村	宇検村野球場	
少年相撲	せとうちよう 瀬戸内町	瀬戸内町大湊緑地公園相撲場	
少林寺拳法	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
スポーツチャンバラ	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
スポーツウエルネス吹矢	かのやし 鹿屋市	平和公園串良平和アリーナ	競技名変更
ソフトバレーボール	にしのおもてし 西之表市	西之表市民体育館	
	ひがし 日置市	日置市吹上浜公園体育館	
ターゲット・バードゴルフ	いずみし 出水市	クレインパークいずみ西側広場	
ダンススポーツ	あいらし 始良市	始良市総合運動公園体育館	
ディスクゴルフ	みなみきゆうしゅうし 南九州市	知覧平和公園	会場変更
ドッジボール	おおさきちよう 大崎町	大崎町総合体育館	
ドライビングコンテスト(ゴルフ)	みなみきゆうしゅうし 南九州市	地域間交流施設(三豊ゴルフクラブ)	
パークゴルフ	きりしまし 霧島市	霧島市まきのほら運動公園内 福山パークゴルフ場	
バウンドテニス	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館(サンアリーナせんだい)	
ビーチフラッグス	あくねし 阿久根市	脇本海水浴場	
ビリヤード	いずみし 出水市	ビリヤード&ダーツ 撞球亭	
フライングディスク	かごしまし 鹿児島市	県立吉野公園内 ディスクゴルフコース、運動芝生広場	
ふれあいグラウンド・ゴルフ	たつこうちよう 龍郷町	龍郷町中央グラウンド	
	とくのしまちよう 徳之島町	徳之島町健康の森総合運動公園	
ベタンク	あいらし 始良市	始良市始良公民館広場	
ボート(フネイカ一競漕)	きかいちよう 喜界町	喜界町湾港(喜界町漁業協同組合前)	
真向法体操	きんこうちよう 錦江町	錦江町総合交流センター	会場名変更
ママさんバレー	ながりまちよう 長島町	長島町総合市民体育館	
マラソン	としまむら 十島村	十島村各7島	
ミニバレー	ちなちよう 知名町	知名町民体育館	
ミニバレーボール	いせんちよう 伊仙町	伊仙町総合体育館	
	わどまりちよう 和泊町	和泊中学校体育館	
ラジオ体操	としまむら 三島村	三島開発総合センター	
ランニングバイク	やまとせん 大和村	奄美フォレストボリス	
歴史探訪ウォーキング	しぶし 志布志市	志布志市内一円	
36競技	14市14町4村	39会場	

第 75 回国民体育大会（鹿児島県） 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 75 回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督，都道府県選手団本部役員，大会役員，競技会役員，競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「市町村実行委員会」という。）は、第 75 回国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体，ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体，宿泊施設等と連絡調整のうえ，大会参加者の宿舍の選定，確保及び配宿等に関する業務にあたりるとともに，これに関する紛議が生じた場合は，調停及びあっせんを行う。

4 宿舍の選定及び確保

宿舍の選定及び確保については，次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は，原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル，旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は，その地域の実情に応じて，県内外近隣市町村の旅館等及び研修所等，宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀，衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては，合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舍は，競技会場，練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し，都道府県別，競技別，種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舍は，原則として都道府県選手団本部役員，競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については，できる限り同一，または近隣の宿舍に配宿する。
- (4) 1 人の宿舍に要する広さは， 3.3 m^2 （2 畳）以上とする。
- (5) 合同配宿本部が指定する宿舍の変更は，原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は，任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000 円 ~ 15,000 円 ^{※1}	2,100 円 ~ 10,500 円 ^{※2}	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	8%	3,240 円 ~ 16,200 円	2,268 円 ~ 11,340 円	
	10%	3,300 円 ~ 16,500 円	2,310 円 ~ 11,550 円	

※1 「1 泊 2 食」料金(税抜)は 500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1 泊 2 食」料金(税抜)の 70%相当 (100 円未満は切り上げ) 額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額 (100 円未満切上げ) とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額 (100 円未満切上げ) とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	2400 円 ~ 12,000 円	2,700 円 ~ 13,500 円
	税込(8%)	2,600 円 ~ 13,000 円	3,000 円 ~ 14,600 円
	税込(10%)	2,700 円 ~ 13,200 円	3,000 円 ~ 14,900 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ)が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注) ・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が競技敗退後、または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日 当日の宿泊の取消し	100%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者または当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2020年9月8日(火)15時から2020年9月21日(月)10時まで及び2020年9月28日(月)15時から2020年10月14日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。
また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第75回国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という）に定める人員を超える宿泊申込は認めない。
- (2) インターネット等による宿泊申込は、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあつても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた鹿児島県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会または会場地実行委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。
なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込(8%)	972 円以内
	税込(10%)	990 円以内
その他	別途定める金額	

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

第75回国民体育大会（鹿児島県） 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第75回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 県外参加者等輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。

ただし、県委員会は、必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会場地輸送

競技会輸送は、原則として会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行うものとする。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

4 駐車場対策

- (1) 総合開・閉会式会場及び各競技会場における駐車場については、十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。
- (2) 総合開・閉会式会場における駐車場は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。
なお、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は、原則として認めない。
- (3) 各競技会場における駐車場は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用するものとする。

5 交通安全対策

総合開・閉会式及び各競技会に係る交通対策は、大会参加者及び一般観覧者の交通の安全と円滑な輸送を確保するため、関係機関等の協力を得て、必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

第75回国民体育大会（鹿児島県）医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第75回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会等」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会等が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

ア 総合開・閉会式における医療救護

イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

ア 競技会場及び練習会場における医療救護

イ 会場地委員会等主催の大会関連イベントにおける医療救護

ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護所及び救護本部の設置

県委員会及び会場地委員会等は、前項の業務を実施するに当たり、必要に応じて救護本部及び救護所を設置する。

5 救護班の設置

(1) 救護所には、救護班を設置する。

(2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー及び事務職員等により、必要に応じた編成とする。

(3) 救護班は、傷病者に対して応急処置を行うとともに、医療機関や関係機関等との連絡調整を行うなど、医療救護に必要な措置を行う。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

(1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

(2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 経費の分担

県委員会及び会場地委員会等は、それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

8 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会等が、それぞれ別に定めるものとする。

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
会期及び会場について

1 会 期

2021年1月27日（水）～31日（日）の5日間

2 会場地

愛知県名古屋市、豊橋市、長久手市、岐阜県恵那市

3 日程及び会場

会場地	式典・競技	2021年1月					会 場	
		27日 (水)	28日 (木)	29日 (金)	30日 (土)	31日 (日)		
名古屋市 (愛知県)	開始式 (スケート・ アイスホッケー)	◎					愛知芸術文化センター 愛知県芸術劇場大ホール	
恵那市 (岐阜県)	開始式 (スケート (スピード))		◎				恵那文化センター	
名古屋市 (愛知県)	表彰式					◎	ウインクあいち 大ホール	
恵那市 (岐阜県)	スケート	スピード		○	○	○	○	岐阜県クリスタルパーク 恵那スケート場
名古屋市 (愛知県)		フィギュア	○	○	○	○		日本ガイシアリーナ アイスリンク
	ショート トラック				○	○		
豊橋市 長久手市 (愛知県)	アイス ホッケー	○	○	○	○	○	アクアリーナ豊橋 アイスアリーナ モリコロパーク アイススケート場	

<◎：開始式・表彰式 ○：競技日>

第76回国民体育大会冬季大会スキー競技会
会期及び会場について

1 会期

令和3年2月18日（木）～21日（日）4日間

2 会場地市

秋田県 鹿角市

3 式典・競技会場

式典・競技		会場地	式典・競技会場
開始式		鹿角市	文化の杜交流館コモッセ
表彰式			鹿角トレーニングセンター「アルパス」
ジャイアントスラローム			花輪スキー場
クロスカントリー			
スペシャルジャンプ			
コンバインド	ジャンプ		
	クロスカントリー		

第76回国民体育大会(三重県) 実施競技一覧

資料No.11-1

【正式競技:19市町 37競技】

競技名	種目	種別	会場地	会場名	備考
陸上競技		全種別	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	
水泳	競泳	全種別	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	飛込	全種別		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	水球	少年男子、女子		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	アーティスティックスイミング	少年女子		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	オープンウォータースイミング	男子、女子	尾鷲市	尾鷲市三木里海水浴場	
サッカー		成年男子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	
		少年男子	四日市市	四日市市中央陸上競技場	
				四日市市中央フットボール場	
				四日市大学第1グラウンド	
	女子	伊勢市	伊勢フットボールヴィレッジ		
			伊賀市	上野運動公園競技場	
テニス		全種別	四日市市	四日市テニスセンター 四日市ドーム	
ボート		全種別	大台町	奥伊勢湖漕艇場	
ホッケー		全種別	名張市	メイハンフィールド(名張市民陸上競技場) (仮称)名張市民ホッケー場	
ボクシング		成年男子、少年男子、成年女子	志摩市	阿児アリーナ	
バレーボール	6人制	全種別	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ) 津市安濃中央総合公園内体育館 津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
	ビーチバレーボール	少年男子、少年女子		津市御殿場海岸特設会場	
体操	競技	全種別	四日市市	四日市市総合体育館	
	新体操	少年女子			
	トランポリン	男子、女子			
バスケットボール		全種別	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ) 津市安濃中央総合公園内体育館 津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
レスリング		成年男子、少年男子、女子	津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	
セーリング		全種別	津市	津ヨットハーバー	
ウエイトリフティング		成年男子、少年男子、女子	亀山市	亀山市西野公園体育館	
ハンドボール		成年男子、成年女子	鈴鹿市	AGF鈴鹿体育館 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館	
		少年男子	いなべ市	員弁運動公園体育館 いなべ市立北勢中学校体育館	
		少年女子	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
自転車	トラック・レース	成年男子、少年男子、女子	四日市市	四日市競輪場	
	ロード・レース		いなべ市	いなべ市特設ロードレースコース	
ソフトテニス		全種別	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場	
卓球		全種別	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
軟式野球		成年男子	四日市市	四日市市霞ヶ浦第1野球場	
				四日市市霞ヶ浦第3野球場(仮称)	
			鈴鹿市	石垣池公園野球場	
			名張市	メイハンスタジアム(名張市民野球場)	
			伊賀市	上野運動公園野球場	

相撲	成年男子、少年男子	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館	
馬術	成年男子、成年女子、少年	鈴鹿市	三重県馬術競技場	
フェンシング	全種別	鳥羽市	鳥羽市民体育館	
柔道	成年男子、少年男子、女子	津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	
ソフトボール	成年男子	明和町	明和町総合グラウンド 明和中学校第2グラウンド	
ソフトボール	成年女子	熊野市	山崎運動公園 くまのスタジアム 熊野スカイパーク球場	会場変更
	少年男子	志摩市	長沢野球場 長沢多目的広場	
	少年女子	紀北町	赤羽公園野球場 赤羽公園多目的グラウンド	
バドミントン	全種別	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
弓道	近的	全種別	名張市	HOS名張アリーナ(名張市総合体育館) 特設近的弓道場
	遠的			名張中央公園特設遠的弓道場
ライフル射撃	50m、10m・AP	全種別	津市	三重県営ライフル射撃場
	BR・BP	少年男子、少年女子		津市一志体育館
	CP	成年男子		三重県警察学校射撃場
剣道	全種別	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	熊野市	山崎運動公園 多目的グラウンド
	15人制	少年男子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場
スポーツクライミング	リード	全種別	菟野町	菟野町B&G海洋センター特設会場
	ボルダリング			菟野町B&G海洋センター体育館特設会場
カヌー	カヌースプリント	全種別	四日市市	伊坂ダム特設カヌー競技場
	カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター	成年男子、成年女子	松阪市、多気町	榎田川特設カヌー競技場
アーチェリー	全種別	松阪市	松阪市総合運動公園芝生広場	
空手道	全種別	四日市市	四日市市総合体育館	
クレー射撃	成年	伊賀市	三重県上野射撃場	
なぎなた	成年女子、少年女子	津市	津市久居体育館	
ボウリング	全種別	津市	津グランドボウル	
ゴルフ	成年男子	四日市市	四日市カンツリー倶楽部	
	女子	桑名市	桑名カントリー倶楽部	
	少年男子	鈴鹿市	鈴峰ゴルフ倶楽部	
トライアスロン	成年男子、成年女子	志摩市	志摩市浜島海浜公園特設会場	

※全種別は「成年男子、成年女子、少年男子、少年女子」

【特別競技:3市 1競技】

競技名	種目	種別	会場地	会場名	備考
高等学校野球		硬式	津市	津球場公園内野球場	
			伊勢市	ダイムスタジアム伊勢	
			松阪市	三重県営松阪野球場	

【公開競技:5市町 5競技】

競技名	会場地	会場名	備考
綱引	名張市	HOS名張アリーナ(名張市総合体育館)	
武術太極拳	桑名市	ヤマモリ体育館(桑名市体育館)	
パワーリフティング	朝日町	朝日町体育館	
ゲートボール	松阪市	松阪市総合運動公園多目的グラウンド	
グラウンド・ゴルフ	紀北町	赤羽公園野球場	
		赤羽公園多目的グラウンド	
		赤羽小・中学校運動場	

【デモンストレーションスポーツ:20市町 32競技】

競技名(50音順)	会場地	予定会場名	備考
伊賀流手裏剣打スポーツ	伊賀市	上野公園特設会場	
ウォーキング	尾鷲市	三重県立熊野古道センター周辺	
ウォークラリー	津市	津市一身田町周辺	
	度会町	宮リバー度会パーク周辺	
	御浜町	御浜町内特設会場	
エアロビック	鈴鹿市	AGF鈴鹿体育館	
SSピンポン	四日市市	三重北勢健康増進センター(ヘルスプラザ)	
カッターレース	四日市市	四日市港霞ヶ浦南埠頭西側海域	
かるた競技	明和町	いつきのみや地域交流センターほか	
カローリング	亀山市	亀山市東野公園体育館	
	大紀町	大宮中学校・大宮小学校	
キンボールスポーツ	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
クッブ	尾鷲市	三重県立熊野古道センターほか	
健康体操	松阪市	さんぎんアリーナ	
3B体操	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
シーカヤック	志摩市	次郎六郎海岸	
スタンドアップパドルボード	志摩市	次郎六郎海岸	
スポーツ鬼ごっこ	亀山市	亀山市立亀山西小学校	
スポーツ健康吹き矢	玉城町	玉城町保健福祉会館	
スポーツチャンバラ	木曾岬町	木曾岬町体育館	
スポーツ吹き矢	津市	津市久居体育館	
ソフトバレーボール	川越町	川越町総合体育館	
ターゲット・バードゴルフ	名張市	名張市ターゲット・バードゴルフ場	
タスポニー	四日市市	四日市市総合体育館	
チベットヨガ	玉城町	玉城町中央公民館	
ディスクゴルフ	菰野町	三重県民の森	
日本拳法	松阪市	松阪牛の里オーシャンファーム武道館	
パークゴルフ	東員町	東員町中部公園パークゴルフ場	
バドミントン	四日市市	四日市市霞ヶ浦体育館	
ビーチボールバレー	南伊勢町	南勢中学校体育館	
ビリヤード	亀山市	亀山市西野公園体育館	
ファミリーバドミントン	四日市市	四日市市総合体育館	
ベタンク	松阪市	嬉野グラウンド	
ユニカール	尾鷲市	尾鷲市体育文化会館	
	亀山市	亀山市東野公園体育館	
ラジオ体操	紀宝町	紀宝町深田運動場	

第 76 回国民体育大会（三重県） 宿泊料金

正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊料金については、以下のとおりとする。

区分	消費税	宿泊料金		備 考
		1泊2食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	4,500円～15,000円	3,150円～10,500円	通常のサービス・ 奉仕料及び冷暖 房料を含む
	10%	4,950円～16,500円	3,465円～11,550円	

※1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

※入湯税については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(注1) 宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいい、原則として1泊2食とする。ただし、欠食控除については、宿泊要項に定める。

(注2) 報道員及びその他大会関係者の宿泊料金については、別に定める。

第 76 回国民体育大会（三重県） 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び市町実行委員会は、次の区分における医療救護を実施する。

（1）県実行委員会

- ① 総合開・閉会式会場及びその周辺
- ② 県実行委員会主催の大会関連イベント会場等

（2）市町実行委員会

- ① 競技会場及び練習会場
- ② 市町実行委員会主催の大会関連イベント会場等
- ③ 宿泊施設（転用施設及び国体民泊を含む）

4 実施業務

医療救護業務は、次の事項を実施する。

（1）医療救護体制の整備

① 救護本部の設置

会場等における医療救護業務の総括、関係各所との連絡調整等を担うため、救護本部を設置する。

② 救護所の設置等

ア 会場等における傷病者の応急処置及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。

イ 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

ウ 救護所には、救護班及び必要に応じて移動救護班を配置する。

エ 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー及び事務職員等により、必要に応じた編成とする。

③ 応急処置の実施

救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

④ 救急自動車の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

⑤ 医療機関の確保等

傷病者が発生した場合に備え、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を整備する。

(2) 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者への対応が適正に図られるよう、大会参加者等や宿泊施設に対しては、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、広域的かつ効果的な周知を図る。

5 その他

(1) 県実行委員会及び市町実行委員会は、それぞれの区分における医療救護の実施に要する経費を負担する。

(2) 救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

(3) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に伴う
第77回大会(栃木県)において正式競技として実施する競技(種目・種別)及び会場地市町について

競技	種目等	種別	会場地	競技会場	参加人員				競技日数	競技得点
					内訳			合計		
					監督	選手	県数			
水泳	水球	女子 (成年少年共通)	小山市	栃木県立温水プール館	1	11	12	144	4日間 ※現行(少年男子) 3日間	180
	オープンウォータースイミング	男子 (成年少年共通)	市貝町	塩田調整池特設オープンウォータースイミング競技場	1	1	47	141	1日間	72
女子 (成年少年共通)		1				47				
ボクシング	フライ級	成年女子	日光市	大沢体育館	1	1	16	32	追加なし ※現行(男子) 5日間	36
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子	足利市	足利市特設ビーチバレーボール会場	1	2	47	282	4日間	216
		少年女子			1	2	47			
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通)	茂木町	茂木町民体育館	1	1	18	54~71	1日間	72
		女子 (成年少年共通)				1	18			
レスリング	フリースタイル <53 ^{kg} 級、62 ^{kg} 級>	女子 (成年少年共通)	足利市	足利市民体育館	0	2	47	94	追加なし ※現行(男子) 4日間	72
ウエイトリフティング	スナッチ、クリーン&ジャーク <実施階級は調整中>	女子 (成年少年共通)	小山市	(仮称)小山市立体育館	0	60		60	追加なし ※現行(男子) 5日間	288
自転車	【トラック(4種目)】 500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ(個人)、 チームスプリント(1チーム2名/団体)	女子 (成年少年共通)	宇都宮市	宇都宮競輪場	0	3	47	141	追加なし ※現行(男子) 【トラック】4日間 【ロード】1日間	252
	那須町		那須町特設ロードレースコース							
ラグビーフットボール	7人制	女子 (成年少年共通)	佐野市	(仮称)佐野市運動公園運動場	1	10	16	176	追加なし ※現行(男子) 5日間	180

「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」正式競技(種目・種別)導入状況

競技	種目・階級等	種別	2016(H28) 第71回 岩手県	2017(H29) 第72回 愛媛県	2018(H30) 第73回 福井県	2019(R1) 第74回 茨城県	2020(R2) 第75回 鹿児島県	2021(R3) 第76回 三重県	2022(R4) 第77回 栃木県
			実施決定 (H26.12国体委員会)	実施決定 (H27.6国体委員会)	実施決定 (H27.8国体委員会)	実施決定 (H28.6国体委員会)	実施決定 (H29.6国体委員会)	実施決定 (H30.6国体委員会)	実施決定<案> (R1.6国体委員会)
水泳	水球	女子 (成年少年共通)	実施なし	実施なし	実施なし	女子選手11名:12県参加	女子選手11名:12県参加	女子選手11名:12県参加	女子選手11名:12県参加
	オープン ウォーター スイミング	男子 (成年少年共通) 女子 (成年少年共通)	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加	男女各選手1名:47県参加
ボクシング		成年女子	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加	フライ級: 女子選手1名:16県参加
バレーボール	ビーチ バレーボール	少年男子 少年女子	実施なし	男女各選手2名:16県参加	男女各選手2名:16県参加	※ 男女各選手2名:47県参加	※ 男女各選手2名:47県参加	男女各選手2名:47県参加	男女各選手2名:47県参加
体操	トランポリン	男子 (成年少年共通) 女子 (成年少年共通)	実施なし	実施なし	実施なし	男女各選手1名:18県参加	男女各選手1名:18県参加	男女各選手1名:18県参加	男女各選手1名:18県参加
レスリング	フリースタイル	女子 (成年少年共通)	53kg級: 女子選手1名:47県参加	53kg級: 女子選手1名:47県参加	53kg級: 女子選手1名:47県参加	53kg級、62kg級: 女子各選手1名:47県参加	53kg級、62kg級: 女子各選手1名:47県参加	53kg級、62kg級: 女子各選手1名:47県参加	53kg級、62kg級: 女子各選手1名:47県参加
ウエイト リフティング		女子 (成年少年共通)	53kg以下級、63kg以下級: 女子各選手1名:16県参加	53kg以下級、63kg以下級: 女子各選手1名:16県参加	53kg以下級、58kg級、 63kg級: 女子各選手1名:16県参加	55kg以下級、59kg級、 71kg以下級: 女子各選手1名:16県参加	55kg以下級、59kg級、 71kg以下級: 女子各選手1名:16県参加	女子各選手1名:15県参加×4階級 ※実施階級は調整中	女子各選手1名:15県参加×4階級 ※実施階級は調整中
自転車		女子 (成年少年共通)	【トラック】ケイリン、スクラッチ、 チームスプリント: 女子選手2名:47県参加	【トラック】ケイリン、スクラッチ、 チームスプリント: 女子選手2名:47県参加	【トラック】ケイリン、スクラッチ、 チームスプリント: 女子選手2名:47県参加	【トラック】ケイリン、スクラッチ、 チームスプリント、 【ロード】個人ロードレース: 女子選手2名:47県参加	【トラック】500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ、チームスプリント 【ロード】個人ロードレース: 女子選手3名:47県参加	【トラック】500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ、チームスプリント 【ロード】個人ロードレース: 女子選手3名:47県参加	【トラック】500mタイムトライアル、 ケイリン、スクラッチ、チームスプリント 【ロード】個人ロードレース: 女子選手3名:47県参加
ラグビー フットボール	7人制	女子 (成年少年共通)	女子選手10名:10県参加	女子選手10名:10県参加	女子選手10名:10県参加	女子選手10名:12県参加	女子選手10名:16県参加	女子選手10名:16県参加	女子選手10名:16県参加
トライアスロン		成年男子 成年女子	実施	対象外	実施	実施	実施	実施	実施

資料№13-1

「2020年オリンピック対策・実行計画」対象種目・種別の第78回大会以降の実施規模(参加人員)について

競技	第70回大会：(A)	第76回大会：(B)	増加人員数：(C) 【(B)－(A)】	増加上限人員数：(D) 【(C)の10%】 <small>*小数点以下切り捨て</small>	第78回大会以降上限人員 【(A)＋(D)】	第78回大会以降 参加人員
水泳	1,584	1,869	285	28	1,612	1,612以内
バレーボール	1,040	1,322	282	28	1,068	1,068
体操	654	725	71	7	661	661以内
レスリング	705	799	94	9	714	705
自転車	517	658	141	14	531	517
ラグビーフットボール	536	712	176	17	553	552
ウエイトリフティング	351	411	60	6	357	357
ボクシング	311	343	32	3	314	314
合計	5,698	6,839	1,141	112	5,810	5,786

≪第70回大会時参加人員≫

競技	種別・種目		参加人員					備考	
			内訳		小計		合計		
			監督	選手	果数	監督			選手
自転車	ロード・レース トラック・レース	成年男子	1	5 (4)	47	47	423	517	選手は1都道府県9名以内。 成年選手は監督を兼任することができる。
		少年男子	1	4 (5)		47			

≪実行計画導入時参加人員【第76回三重大会】≫

種別・種目	参加人員					備考		
	内訳		小計		合計			
	監督	選手	果数	監督			選手	
ロード・レース トラック・レース	成年男子	1	5 (4)	47	47	423	517	選手は1都道府県9名以内。 成年選手は監督を兼任することができる。
	少年男子	1	4 (5)		47			
ロード・レース トラック・レース	女子	(1)	3	47	(47)	141	141	監督は男子種別と共通。 成年選手は監督を兼任することができる。

≪第78回大会以降参加人員≫

内訳	参加人員					合計
	監督		選手		果数	
	監督	選手	監督	選手		
1	4 (3)	47	47	188 (141)	423	
1	3 (4)	47	47	141 (188)		
(1)	2	47	(47)	94	94	

658

※女子監督は、成年男子・少年男子監督2名のうち1名が兼任する。

517
(±0)

ラグビー フット ボール	成年男子	1	10	16	16	160	536	成年男子は監督が選手を兼ねることができる。
	少年男子	1	23	15	15	345		

成年男子	1	10	16	16	160	536	成年男子は監督が選手を兼ねることができる。
少年男子	1	23	15	15	345		
女子	1	10	16	16	160	176	成年選手は監督を兼任することができる。

712

1	10	12	12	120	420
1	23	12	12	276	
1	10	12	12	120	132

552
(+16)

ウェイト リフティング	成年男子	1	2	47	47	94	351	成年男子選手数はブロック大会の結果による。 選手と監督の兼任はできない。
			0~2	47		69		
	少年男子	3	47	141				

成年男子	1	2	47	47	94	351	成年男子選手数はブロック大会の結果による。 選手と監督の兼任はできない。
少年男子		0~2	47		69		
少年男子	3	47	141				
女子	(1)	4	15	(47)	60	60	監督は男子種別と共通。選手と監督の兼任はできない。

411

1	※	47	47	140 (139)	357
	※	47		125 (126)	
	※	15~43		45	

※階級変更が生じる可能性があるため、
内訳詳細は未定
※成年男子、少年男子の選手数は隔年で変更

357
(+6)

ボクシング	成年男子	1	5	24	24	120	311	開催県の少年男子のセカンドは、成年男子の監督が兼ねる。 上記を除き、監督とセカンド、監督と選手、セカンドと選手の兼任はできない。
	少年男子	1	1 (セカント)	5	24	24 (セカント)		

成年男子	1	5	24	24	120	311	開催県の少年男子のセカンドは、成年男子の監督が兼ねる。 上記を除き、監督とセカンド、監督と選手、セカンドと選手の兼任はできない。
少年男子	1	1 (セカント)	5	24	24 (セカント)		
成年女子	1	1	16	16	16	32	選手と監督の兼任はできない。

343

1	5	24	24	120	314
1	1 (セカント)	5	24	24 (セカント)	
1	1	13	13	13	

314
(+3)

第4期（第82～85回大会）実施競技選定に係る取り組みスケジュール

2019年6月13日現在

年月	理事会・国体委員会等	ワーキング（WG）	
2019年度	6月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回国体検討小委員会（6/13） コンセプト、評価項目等協議 第4期実施競技選定ワーキンググループ設置 了承 ●第1回国体委員会（6/13） 第4期実施競技選定ワーキンググループ設置 了承 ※委員編成は委員長一任 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回WG(6月中～下旬) ・第3期の選定基準・評価項目の検証 ・第4期の選定基準・評価項目の検討
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回国体検討小委員会（7/18） 実施競技の選定基準（基礎的条件） 承認 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回WG(7月上旬) ・基礎的条件の確定 ・実施競技の選定基準（評価方法、評価項目）の検討
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回国体委員会（8/29） 実施競技の選定基準（基礎的条件） 承認 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回WG(8月上旬) ・実施競技の選定基準（評価方法、評価項目）の検討 ・中央競技団体及び都道府県体育協会に対する書面調査内容（項目・評価方法・配点）の検討
	9月	◇第74回本大会(茨城県) 会期前(9/7-16)	
	10月	◇第74回本大会(茨城県) 本会期(9/28-10/8)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回WG(10月下旬) ・実施競技の選定基準（評価方法、評価項目）の確定 ・中央競技団体及び都道府県体育協会に対する書面調査内容（項目・評価方法・配点）の確定 ・中央競技団体に対するヒアリング調査内容、評価方法の検討等
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ●第5回国体検討小委員会（11/8） 実施競技の選定基準（評価方法・評価項目） 承認 	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回WG(11月下旬) ・中央競技団体に対するヒアリング調査内容、評価方法の検討等
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回国体委員会（12/12） 実施競技の選定基準（基礎的条件・評価方法・評価小目項目）承認 	
	2020年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ●第5回理事会（1/15） 実施競技の選定基準（基礎的条件・評価方法・評価項目）報告・了承 ●中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会に対する書面調査を実施 	
	2月	◇第75回冬季大会(青森県)スケート・アイホ(1/29-2/2)	
	3月	◇第75回冬季大会(富山県)スキー(2/16-19)	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●第8回国体検討小委員会（3/5） ヒアリング調査内容 確定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回WG(11月下旬) ・中央競技団体に対するヒアリング調査内容、評価方法の検討等 	

第4期（第82～85回大会）実施競技選定に係る取り組みスケジュール

2019年6月13日現在

年月	理事会・国体委員会等	ワーキング（WG）
2 0 2 0 年 度	4月	
	5月	○第7回WG(5月中旬) ・ヒアリング調査内容、評価方法等の 確定、書面調査回収状況報告
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	○第8回WG（12月上旬） ・各調査結果のまとめ、総合評価
	2021年 1月	○第9回WG（1月中旬） ・各調査結果のまとめ、総合評価 確定
	2月	○第10回WG(2月中旬) ・第4期実施競技確定
	3月	